

害獣駆除報奨金不正受給問題

鳥獣被害防除・捕獲対策事業について問う。

昨年 12 月議会で鳥獣被害防除・捕獲対策事業の報奨金不正受給について質問をした。6 名に聞き取りし、その後専門家に検証依頼を行っているとの答弁を受けた。検証結果の公表、今後の対応について問う。

農林水産部長：今回の捕獲報償費事案処理を適正に行うため、「有害鳥獣捕獲報償費事案に係る対処方針」を策定した上で、当該方針に基づき、林務水産課と各総合支所産業建設課で構成する検証チームを組織し、現在、支所分も含め職員による再確認作業を実施中。

今後の対応は、専門家である獣医師への確認をもとに、対象者に対し聞き取り調査を行った後に、検証結果について外部委員を含む検討委員会に報告し、検討委員会においてその対応に関して協議する。

県はシカ、イノシシの半減方針を示した。霧島市に示された捕獲計画頭数とその達成に必要な体制について問う。

農林水産部長：県が示した本市の捕獲計画頭数は、平成35年度末までに現在の推定個体数を半減させるための目標値であり、シカが7,259頭、イノシシが2,300頭となっている。

この推定個体数は、自然増加率や捕獲実績、ふん粒調査等を勘案した試算値であり、平成29年度以降においても、捕獲実績等を勘案して、随時、見直していくとのこと。

捕獲に必要な体制は、捕獲方法や捕獲場所の熟知度、被害の大小や被害発生頻度により実行体制が異なる面があるが、市としては、現在の狩猟免許取得者数を勘案しながら、被害の発生状況に対応した万全の体制を整えることが重要であると考えている。

以下、質問席

Q：12月議会ででの答弁と比べて具体性が無い。その理由を問う。

農林水産部長：12月議会で答弁したとおり、27年度以前、23年度以降（25年以降に訂正）の捕獲報償費について検証中である。先の答弁どおり3月中に開催する検討委員会に図り協議を進めた。

Q：12月議会では6名の疑わしい人がおり、4名は、はっきり認めたとの答弁だった。この部分の検証結果を問う。

林務水産課長：現在、支所分も含めて25年度からの分を検証している。以前の報告は28年度分であり、25年度から27年度を検証している。

Q：不正の事実があったことは確認しているか？

農林水産部長：聞き取り調査の中で認めている方もいる。不正というか、中には写真を間違えて提出したケースもある。疑念のもたれるものがあるって、それを間違っていたと認めている状況である。

Q：答弁に検証チームという言葉と外部委員という言葉があるが、内容を問う。

林務水産課長：各総合支所、林務水産課の職員が検証チームとして検証している。それを受けて検討委員会は農林水産部長を始めとする、各課課長、総合支所産業建設課長を含んだ委員会である。外部委員としては鹿児島市の獣医と霧島市有害鳥獣捕獲隊協議会の会長に依頼している。

Q：写真の使いまわしと聞いた。

林務水産課長：そのような案件もある。

Q：写真の使いまわし、この写真とこの写真は同じ固体であることを見るのは画像処理の専門家、写真家などが適切ではないか？

林務水産課長：現在は獣医師に依頼しているが、議員提案の方法も考えねばならないかもしれない。

Q：結論は何時ごろまで出す予定か？

農林水産部長：3月中に検討委員会を開催し、対応を協議する。3月中には検討委員会での結果を議会に報告の予定

Q：新年度の捕獲隊の選抜は？

林務水産課長：捕獲隊役員と協議中である。

Q：捕獲対策事業の目的は？

林務水産課長：有害鳥獣の捕獲である。

Q：市民から害獣捕獲の依頼で実施しているのか？

林務水産課長：農作物等に被害が出た場合、捕獲依頼があり、調査をして捕獲隊に指示をしている。

Q：市長に問う。報奨金不正受給は許しがたいことである。駆除していないのに駆除したとして市に報告し、市は市民からの要請に応えたとの意識であったろう。霧島市を騙し、市民を騙した行為、駆除していないのに駆除したとして、害獣被害は継続していたことになる。市長見解を問う。

市長：駆除していないのにしているという偽りの報告、断じて許せない。

Q：市長発言を受けた。3月末を目途に検討委員会でまとめ、議会に報告するとの理解で良いか？

農林水産部長：現在、その予定で委員会の準備等を進めている。

検討委員会というべきを検証委員会と発言した。正確には有害鳥獣捕獲報奨費事案検討委員会である。23年度からの検証と発言したが検証を実施しているのは国庫補助事業の実施された平成25年以降である。